

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、取締役会を経営戦略の決定・実施の主軸とし、意思決定の迅速化を図り、事業環境にスピーディーな対応をすべく組織体制の整備を行っております。この組織体制の整備がコーポレートガバナンスの充実に繋がるものと考えております。また、当社は公正かつタイムリーな情報開示を行い、経営の透明性を一層高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【対象コード】

本書は、2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則 1-2-4 . 議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳】

当社は、2005年9月開催の上場初年度の定時株主総会より、株主総会当日に出席できない株主の皆様のために、電磁的方法による議決権の行使ができるシステムの導入を行っております。

招集通知の英訳については海外投資家比率及び総株主数等を踏まえて現時点では実施しておりません。今後は、海外投資家・機関投資家比率に留意しつつ、必要に応じて株主の皆様のご利便性に配慮した対応を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 . 英語での情報開示・提供】

当社は海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し招集通知の英訳を採用しておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-1-3 . 最高経営責任者等の後継者計画の監督】

当社の取締役会は、現在、代表取締役社長の後継者の計画について具体的な計画を策定しておりません。また、社歴や代表取締役の年齢等を踏まえ、喫緊の課題として後継者の育成計画について取締役会で具体的な議論は行っておりませんが、今後、その具体的なあり方について検討してまいります。なお、最高責任者である代表取締役については、人格・知識・経験・能力を勘案し、その時々を当社を取り巻く状況や対処すべき課題に応じて、最適と考える人物を取締役会で選定することとしております。

【補充原則4-8-3 . 支配株主を有する上場会社の独立社外取締役について】

当社は、オリックス株式会社が親会社等に該当し、支配株主を有しております。当社は、独立社外取締役を2名選任しており、原則1-7に記載の通り、当社は、「取締役会規程」の定めに基づき、主要株主や取締役、その他の関連当事者との利益相反取引については、社外取締役2名を含む取締役会の事前承認を要し、取引を行ったときは取締役会への報告を要することとしています。また、「取締役会規程」の定めに基づき、関連当事者との取引を把握するために、役員等に対して毎年関連当事者取引に関する調査を実施し、取引の合理性や手続きの適正性を検証しています。当社では、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会は設置しておりませんが、上記の体制により、支配株主を含む関連当事者取引の必要性、取引条件の妥当性等は十分に検証できているものと考えております。

【補充原則 4-10-1 . 任意の諮問委員会の設置による指名・報酬などに関する独立社外取締役の関与・助言】

当社は、独立社外取締役を2名選任しており、当社の経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行っております。社外取締役はその知見・経験に基づいた客観的視点に立った提言・助言を通じ、外部からの経営監視・監督機能を十分に果たすことが可能な体制が整えられていることから、取締役会等における独立社外取締役の役割は有効に機能していると考えております。

任意の諮問機関としての委員会によるは設置しておりませんが、現時点では、取締役会の場において、独立社外取締役から適切な関与・助言を得られていると考えております。

【原則 4-11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、各部門に精通した取締役等と当社事業の柱ともいえるIoTソリューションに対応した製品の企画開発に精通した社外取締役で構成されています。規模については適正であると認識しておりますが、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性については、十分に確保されているとは言えないことから、多様性の確保という視点に重きを置いた取締役候補者の選定に努めてまいります。

加えて、社外取締役を加えた取締役会の中で取締役会のあり方・運営につき定期的に議論することを通じ、取締役会の実効性、機能の向上に努めてまいります。

当社の監査役会は、企業経営経験者、公認会計士、弁護士からなる独立役員2名を含む計3名で構成され、経営、財務、会計、営業、監査等の専門知識と経験を有した者であります。

【補充原則 4-11-1 . 取締役会の全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続】

当社の取締役会は、会社の業務に精通している者、財務会計や企業法務等に関する専門的な知識・経験を備えた者等で構成されており規模は、定款において取締役を20名以内、監査役を5名以内と定めております。

当社では、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは作成しておりませんが、今後、当社取締役として必要なスキルを特定した上で、各取締役の能力等を一覧化することを検討してまいります。

【補充原則 4-11-3 . 取締役会全体の实効性についての分析・評価と結果開示】

当社は、現在、取締役会全体の実効性の分析や評価に関する方針や手続は定めておりませんが、独立社外取締役をはじめ、各取締役からの意見・要望を取締役会の運営に反映しております。今後は取締役会の運営に関して適時の見直しを行っていくとともに、取締役会全体の実効性についての分析・評価・その結果の概要の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

【原則 1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、「取締役会規程」の定めに基づき、取締役その他の関連当事者との利益相反取引については、取締役会の事前承認を要し、取引を行ったときは取締役会への報告を要することとしています。取引については発生の都度取締役会に諮っております。

【補充原則 2-4-1. 管理職への登用等における多様性の確保の考え方と自主的かつ測定可能な目標】

当社は、中長期的かつ持続的な発展および経営基盤の安定を図るためには、性別、人種、国籍等に拘らないことが必要であると認識しております。女性・外国人・中途採用者の管理職への登用および中核人材の登用等については、明確な目標を設定しておりませんが、当社は、すべての従業員に機会均等を前提とした雇用・人事の仕組みを推進し、女性・外国人・中途採用者の管理職および中核人材への登用について現状より増加できるよう努めてまいります。

また、当社は、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、性別、人種、国籍等に拘らず採用をおこなうとともに、従業員の人格、個性を尊重しその育成に努め、人材育成において社内外教育制度の充実・活用に積極的に取組み、連帯感をもち安全で働きやすい職場環境を確保に努めてまいります。

【原則 2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループの一部において、確定給付企業年金制度を取り入れております。確定給付企業年金の運用・管理については、外部の資産運用会社等に全て委託しております。外部委託先の運用実績等についてはグループ管理部において適切にモニタリングしております。

【原則 3-1. 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
経営理念、企業行動憲章について当社ウェブサイトにて開示しておりますので、ご参照ください。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載のとおりです。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、職責や経営への貢献度を勘案し決定しております。

取締役の報酬については、株主総会において決議された報酬総額の限度内において取締役会の決議により代表取締役に決定を一任しております。また、監査役の報酬については、株主総会において決議された報酬総額の限度内において監査役全員の協議により監査役会で決定しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会において決定を行います。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役、監査役の選解任に関しては、定時株主総会招集ご通知に指名の理由を記載しております。

【補充原則 3-1-3. サステナビリティについての取組みの開示】

当社グループは、企業理念である「人と社会に安全と快適を」と、「お客さまの健康と安全を守る」こと、「社会変革と多様性に応じた最適な答えを導き出す」ことを提供価値と定めています。お客さまの真のパートナーとなり、「人の安全と健康に係るデータの価値創造」を最優先した事業活動を通じて、安全と健康の実現を支援し続けることで、サステナブルな企業経営の実現と社会の発展に貢献してまいります。詳細につきましては、当社ホームページ掲載の有価証券報告書(第2 事業の状況 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】)の記載をご参照ください。

【補充原則 4-1-1. 取締役会から業務執行取締役に対する委任範囲の概要】

当社は、「取締役会規程」を制定し、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を取締役会に付議すべき事項として定めております。また、「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。

取締役会は原則7月、9月、11月、1月、4月、6月の年6回開催し、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに業績の進捗についても論議し対策等を検討しております。

【原則 4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独自の独立性基準を策定しておりませんが、会社法に定める社外取締役の要件及び、金融商品取引所が定める独立性基準を参考に独立役員である社外取締役を選任しております。

【補充原則 4-11-2. 社外取締役・社外監査役の兼任状況の毎年開示】

取締役・監査役の兼任状況については、有価証券報告書の役員状況の記載欄に記載しております。

取締役の責務が十分に果たされるよう、社外取締役、社外監査役に対して定期的に兼任状況の確認を行っております。その重要な兼職の状況については、定時株主総会招集ご通知(3)会社役員に関する事項に記載のとおりであり、現在の兼任状況、当社取締役会並びに監査役会への出席状況等から見て、当社役員としての役割・責務を果たすために必要となる時間・労力は十分確保されていると考えております。

【補充原則 4-14-2. 取締役のトレーニング】

取締役・監査役就任時には、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について弁護士等より適切な説明を行い、必要に応じて外部研修機関も活用しております。社外取締役を招聘する際には、当社の経営戦略、事業内容、財務内容等について、代表取締役等から個別に説明の機会を設けるなどのオリエンテーションを行っております。また、取締役・監査役在任中にも定期的にコンプライアンスに関する研修を行っております。

【原則 5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は「株主との建設的な対話に関する方針」を次のように定めます。

当社の株主との対話については、グループ管理部が対応して、タイムリーに情報を開示すると共に、投資家との面談の実施やメールなどによる株

主・投資家からの問い合わせに対応するなどの様々な機会を通じて株主等との建設的な対話の機会を持つように努めております。当社経営方針、企業の成長戦略にかかる取組みについて理解を得るよう努めるとともに、株主等の声に耳を傾け、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オリックス株式会社	8,527,200	57.64
糸谷 輝夫	417,800	2.82
後和 信英	305,300	2.06
株式会社SBIネオトレード証券	296,700	2.00
GMOクリック証券株式会社	238,500	1.61
日本証券金融株式会社	194,900	1.31
叶 毓菁	185,000	1.25
株式会社SBI証券	154,246	1.04
岡三証券株式会社	116,100	0.78
東海東京証券株式会社	112,300	0.75

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	オリックス株式会社 (上場:東京、海外) (コード) 8591
--------	---------------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	6月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社とオリックスグループとの取引条件につきましては、当社と関連を有さない第三者との取引における一般的取引条件と同様に決定しております。また、取引の実施にあたっては、他の取引先各社と同様に社内規程等に基づく承認を経て、公正な取引を実施しております。これらのことから、少数株主の利害を害することはないものと考えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、オリックス株式会社が親会社等に該当し、支配株主を有しております。当社は、独立社外取締役を2名選任しており、原則1-7に記載の通り、当社は、「取締役会規程」の定めに基づき、主要株主や取締役、その他の関連当事者との利益相反取引については、社外取締役2名を含む

取締役会の事前承認を要し、取引を行ったときは取締役会への報告を要することとしています。また、「取締役会規程」の定めに基づき、関連当事者との取引を把握するために、役員等に対して毎年関連当事者取引に関する調査を実施し、取引の合理性や手続きの適正性を検証しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中澤 仁	学者													
早野 順一郎	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中澤 仁		慶応義塾大学 環境情報学部教授	当事業の柱ともいえるIoTソリューションに対応した製品の企画開発において、産学連携に向けた体制を整えるため。 独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指定している。

早野 順一郎	株式会社ハートビートサイエンスラボ 代表取締役 名古屋市立大学 医薬学総合研究院 名誉教授	長年にわたり生体情報学の研究に従事し豊富な知見を有しており、当社製品の安全支援サービスにおいて、バイタルデータの高度活用による今後の付加価値向上と事業発展に貢献することが期待できると判断したため。独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指定している。
--------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の社外取締役及び社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督又は監査、及び助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

社外取締役は、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行い、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査チームや会計監査人と相互に連携を図っております。

社外監査役は、監査役会を通じて内部監査チーム、会計監査人と情報の共有化を行っており、適宜、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
津谷 忠男	他の会社の出身者													
大月 将幸	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津谷 忠男		独立役員に指定しております。	公認会計士および税理士であるうえ、長年に渡り経営全般に携わった経歴を生かした当社取締役に対する厳格な監査を期待するもの また、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指定している
大月 将幸		独立役員に指定しております。	弁護士および公認会計士であるうえ、社外監査役として監査業務に携わった経歴を生かした当社取締役に対する厳格な監査を期待するもの また、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指定している

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

常勤監査役、非常勤監査役ともに定例の取締役会に出席しており、各議案についての提言を行っております。また、取締役会同日に監査役会も開催し監査役内での意見交換を行っております。
なお、常勤監査役は、当社の経営会議機能を持つ業務執行会議や従業員全員が参加する全社会議にも出席し、幅広く社内の情報の収集を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、株主総会において決定された総額の範囲内において取締役会の決定により、代表取締役決定を一任しております。決定の際には、担当職務、貢献度等、経済情勢等を総合的に勘案したうえで配分しており、現在、ストックオプション制度や賞与は導入しておりません。また、取締役会は、当該決定が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監督する事としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

第47期(2022年7月1日から2023年6月30日まで)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りであります。

役員報酬

取締役に支払った報酬(支給人員 5名)23,306千円(うち社外取締役は3名 5,000千円)

監査役に支払った報酬(支給人員 3名)10,296千円(うち社外監査役は2名 4,800千円)

合計33,602千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月26日開催の取締役会において決議いたしました。決定方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、2004年9月16日開催の定時株主総会における決議により、報酬年額500,000千円の限度内において、各職責を踏まえた適正な水準とすることと定めております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の役割及び貢献度を総合的に勘案して決定するものと定めております。報酬額については株主総会にて決議された報酬総額の限度内において2023年9月26日開催の取締役会の決議により代表取締役社長大内雅雄に決定を一任しております。また、代表取締役大内雅雄に委任した理由につきましては、代表取締役として当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や貢献度の評価を行うには最も適していると判断していることによります。

取締役会としても、代表取締役による当該決定は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や貢献度を適切に評価してなされたものと考えことから取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社の監査役報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役との連絡担当窓口はグループ管理部、社外監査役との連絡窓口は内部監査チームがそれぞれ担当しております。取締役会や監査役会の開催にあたっては、事前に連絡担当セクションから電子メールを用いて連絡を行い、また日程の調整につきましても、出来るだけ全ての社外役員が出席できるように事前の調整を図っております。また、遠隔地においても取締役会に参加できるようテレビ会議システムを導入し、社外役員の出席率を高めております。

取締役会に上程される議案については、会議当日においては十分な審議に時間をとるため、可能な限りの事前配布を行っております。主な送付手段は電子メールですが、資料ファイルにはパスワードを設定するなど、情報送付の際には十分な注意を払っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行・監視の仕組み

取締役会を随時開催しており、重要事項はすべて付議され、業績の進捗についても報告、議論し、対策等を検討しております。取締役会には監査役も出席し、適切に経営判断がなされているかの監視が行われております。また、常勤の取締役及び監査役を含めた経営会議・業務執行会議を原則として毎月複数回開催し、指示の徹底と情報の共有化を図っております。また、取締役会への付議事項はすべて経営会議において事前に検討を行っております。

監視の仕組みとしては監査役による取締役の業務執行の監視の他、定期的に内部監査を実施し、また経営層との意見交換会を実施することにより、適正な業務の実施状況を監査しております。これらにより経営に対する監査・監督が十分に機能すると考え現体制を採用しております。

2. 弁護士・監査法人その他の第三者の状況

当社は、企業経営および日常業務に関して、案件ごとに専門の弁護士と個別契約を締結し、様々な参考意見や助言などの指導を適宜受けられる体制を設け、法務リスク管理体制の強化に努めております。また、当社は、あずさ監査法人と会社法監査および金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。なお、同監査法人または業務執行社員の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

3. 役員報酬の決定

取締役の報酬については、株主総会において決議された報酬総額の限度内において取締役会の決議により代表取締役大内雅雄に決定を一任しております。また、監査役の報酬については、株主総会において決議された報酬総額の限度内において監査役全員の協議により監査役会で決定しております。

4. 社外取締役の選任理由

当社はIoTソリューションに対応した製品の企画開発を進めるため、それぞれの専門分野において第一線で活躍されている2名を社外取締役として選任しており、それぞれ技術的・経営的な助言を頂いております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では前記2項に述べた取り組みにより、経営に対する監督・監査機能の強化を十分に図ることができると判断しているため、監査役会設置会社制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2023年9月の定時株主総会招集通知は9月8日発送(法定期日9月11日)
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算月が6月のため、一般に言われる集中日に株主総会を設定することはありません。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会当日に出席できない株主の皆様のために、電磁的方法による議決権の行使ができるシステムの導入を行っております。
その他	株主総会招集通知は当社ホームページにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則として第1四半期および第3四半期終了後を、個人投資家向けの説明会開催タイミングと定め、各種イベントの費用対効果を検証した上で開催の検討をしております。また、開催地につきましても東京に限らず、過去には大阪、名古屋などでも開催し、より幅広い個人投資家の方々のご参加をいただけるような配慮をしております。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、本決算および第2四半期決算終了後、アナリスト・機関投資家向けの説明会開催タイミングと定め、費用対効果を検証した上で開催の検討をしております。また、この説明会の内容については自社のホームページから動画配信を行い半年間自由に視聴できるようにしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページにIR資料を設置する場所を設け、決算短信の他、株主総会の招集通知、事業報告書、決算説明会資料などを随時掲載しております。また、プレスリリースに関しましても、年ごとに分けて全て掲載を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRにつきましては、グループ管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現在、ステークホルダーの立場の尊重を含めて全社員の行動指針となる「企業行動憲章」の策定をし、全社員に周知徹底をはかるとともに、自社ホームページにも掲載をしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「品質向上」と「地球環境保護」のために国際規格に基づくマネジメントシステム、ISO14001および9001を2004年10月に同時取得致しました。環境・品質マネジメントシステムの有効性の継続的改善に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

株式会社コピテック内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および子会社からなる企業集団(以下「当社グループ」という。)の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備する。

1. 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章を、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。代表取締役社長が繰り返しその精神を役員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。また、グループ管理部および内部監査チームにおいてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、役職員教育等も行う。企業活動においては公正を常とし、社会から批判を浴びる反社会的な者や団体への関与を行わない。内部監査チームは、コンプライアンスの状況を監査し、問題があれば都度、取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてオリックスグループコンプライアンス・ヘルプラインを利用するものとする。
2. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に関わる情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、担当部署の取締役が、自らのリスク管理責任を負うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は代表取締役のもとグループ管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成のために各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。そして、ITを活用しその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えて、グループ管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。また、親会社であるオリックス(株)のグループガバナンスの諸規則にもとづき当社グループにおける法令遵守を徹底させる「コンプライアンス基本規則」および「コンプライアンス・マニュアル」を定めており、これにより全社的なコンプライアンス意識強化を図っている。尚、グループ間取引については、法令に従い適正に行われるよう管理する。
6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査業務の実効性を確保するために、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。監査役は、内部監査チーム所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して監査役に報告を行うが、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないものとする。監査役の職務の執行について生ずる費用

又は債務の処理については、これを確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、オックスグループコンプライアンス・ヘルプラインへの通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、都度、業務執行会議で常勤監査役に報告することとする。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による各業務執行取締役および重要な使用人からのヒヤリングの機会を最低年2回(臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途)設けると共に、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

株式会社コピテック内部統制基本方針の「1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制」に、反社会的勢力に関与しない旨を定めるとともに、コピテック「企業行動憲章」の「2. 公正な企業活動」において、「法令・社内外のルールを遵守し、社会的正義に合致した、公正、透明、自由かつ適切な競争と取引を行い、社会から批判を浴びる反社会的な者や団体への関与を永遠に排除します。」と定めております。この、企業行動憲章につきましては、自社ホームページに掲載し広く社内外にもご理解いただけるように宣言しております。

・売買契約や業務委託契約等の当社取引の際に使用する契約書雛形において、反社会的な者や団体との関与を排除する条文を組み入れ、契約締結防止策を講じております。

・管理部が中心となり専門機関(警察および弁護士等)との連携体制を構築し、日頃から反社会的勢力からの不当要求遮断に備え、それらに関する情報収集を行うように努めております。

・財団法人 暴力団追放運動推進都民センター等の研修に参加し最新の情報収集にも努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループの会社情報の適時開示体制は以下のとおりです。

・基本的な方針

当社グループは企業行動憲章の中で適正な情報開示を掲げ、株主、投資家をはじめとするステークホルダーからの信頼を得られるよう、金融商品取引法や東京証券取引所規則等の適時開示に係る関連法規則を遵守し、経営の透明性を維持できるよう社内体制の充実を図り、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を進めていくことを基本方針としております。

・開示担当組織の整備状況

1. 適時開示における情報取扱責任者を管理部門管掌取締役とし、適時開示規則への照会はグループ管理部が担当しています。
2. 子会社を含め社内外で発注した会社情報は、業務執行会議の場で事実の収集と共有化を図っています。
3. 決算に関する会社情報は、グループ管理部より四半期毎の決算の経過と確定について取締役会に報告されています。

・適時開示手続の整備状況

1. 業務執行会議において審議される会社情報は、管理部門管掌取締役がその重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示しています。
2. 社内外で発生した会社情報は、管理部門管掌取締役及び情報発生元の管掌取締役(もしくは責任者)による協議の下、その重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示しています。
3. 決算情報は、グループ管理部が取締役会への報告および代表取締役への確認を経て、適時開示規則に準じて開示しています。

なお、これらの会社情報は外部への公表と同時に当社ホームページで開示しております。また、情報開示までのインサイダー情報の取扱につきましては「内部者取引管理規程」に基づき厳格に内部情報を管理しております。